

議 第 243 号

平成29年11月22日提出

熊本市立幼稚園条例の一部改正について

熊本市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例

熊本市立幼稚園条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市立古町幼稚園の項及び熊本市立熊本五福幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

古町幼稚園及び熊本五福幼稚園を民営化するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。